(参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分~9月分)

2015/9/30現在

■平成27年7月1日~平成27年9月30日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

(注)9月1日から9月30日までに実施した「消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」及び特定商取引法専門調査会「中間整理」に関する御意見の受付」で受け付けた意見については、本一覧に は含まれていない。

<取引·契約関係(消費者契約法):7件>

受付 番号	受付月日	件 名	発 信 者	要望書・意見書等のポイント	分類
89	7月9日	消費者契約法の見直しに関する意見	一般社団法人新経済連盟 代表理事 三木谷 浩史	消費者契約法の改正の検討するにあたっては、日本経済への影響を慎重に 考えて議論する必要があるところ、これまでの検討状況をみると、実務実態 への配慮が十分になされているとは言い難い。慎重に議論を重ねてきている とは言い難い。より幅広い業種・業態や団体から委員を選出し、実務実態を 踏まえた議論を行うよう強く要望するとともに、個別の論点についての意見を 述べる。	取引・契約関係
99	7月16日	消費者契約法見直しに関する意見(その 2)		・中間取りまとめ前に、事業者の意見を広く聴く機会を設けていただきたい。 ・各個別論点に関係深い業界の代表が参加する検証の機会を設け、立法事 実を確認し、改正の目的に合致し、実務への負の影響が限りなく少ない合理 的な改正案に関係者全てが同意できるよう、時間をかけて議論が行われるこ とを強く求める。	取引・契約関係
101		消費者契約法専門調査会における消費者 契約法改正検討に関する意見提出にあ たって	経営法友会	消費者契約法改正の検討について、当会は会員企業に対し、緊急の意見募集を行った。事業者側の事情も踏まえた検討が真摯に行われることを強く願う。	取引・契約関係
102	7月21日	「消費者契約法改正」に関する意見書【参考送付】	大阪弁護士会 会長 松葉 知幸	消費者契約法を消費者被害の防止・救済と消費者の利益擁護に資する真に 実効性のあるものとするために、消費者契約法専門調査会において問題提 起された各事項に関し、当会の意見を踏まえた適正な改正をすべき。	取引・契約関係
109	7月24日	消費者契約法の見直しに関する意見	公益社団法人 全日本広告連盟 公益社団法人 日本アドバタイ ザーズ協会 一般社団法人 日本広告業協会 一般社団法人 日本インタラク ティブ広告協会	現在検討が行われている消費者契約法の見直しについては、現行の法律等 及び自主規制による十分な規律を受けている「正当な広告活動」まで広く規 制を及ぼすことになりかねないため、強く反対する。	取引・契約関係

10	35	8月26日			消費者契約法が消費者被害救済のために実効性がある法律となるよう、専門調査会の「中間取りまとめ」に対して、「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知等、特に重要と考えられる事項について、意見を述べる。	取引・契約関係
10	38	8月31日		特定非営利活動法人京都消費	社会経済状況の変化に対応し、消費者被害の救済のために真に実効性ある 法律となるよう、専門調査会の「中間取りまとめ」に対して、「勧誘」要件の在り 方、「重要事項」について等、特に重要と考えられる事項について、意見を述 べる。	取引・契約関係

<取引・契約関係(特定商取引法):34件>

91	7月9日	意見書	全国消費者行政ウォッチねっと	下記の点を実現するよう求める。 1 電話勧誘拒否(Do-Not-Call制度)の登録制度をすみやかに導入すること。その際、情報が事業者間で流通することがないよう工夫すること。 2 お断りステッカーの掲示等、訪問販売の事前拒否に法的根拠を与え、訪問勧誘拒否制度(Do-Not-Knock制度)を導入すること。 3 これらの施策が地域見守り活動に活かせるように配慮し、消費者被害予防のための地域連携・連携の中心となる人材の育成・活動支援を行うこと。	取引・契約関係
94	7月13日		岡山弁護士会 会長 吉岡 康祐	・特定商取引法に「Do-Not-Call制度」「Do-Not-Knock制度」、すなわち「ステッカー制度」「レジストリ制度」の導入を求める。 ・事前拒否者への勧誘禁止制度については適用除外を認めず、全ての訪問販売、電話勧誘販売に適用すべき。	取引・契約関係
95	7月13日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘を禁 止する制度の導入を求める意見書	横浜弁護士会 会長 竹森 裕子	特定商取引法を速やかに改正し、訪問販売及び電話勧誘販売の取引類型について、事前拒否者への勧誘を禁止する制度(ドント・ノック制度、ドント・コール制度)を導入することを求める。	取引・契約関係
96	7月13日	事前に訪問勧誘・電話勧誘を拒否する者 への勧誘禁止制度の導入を求める意見書	内閣総理大臣認定適格消費者 団体 特定非営利活動法人京都消費 者契約ネットワーク 理事長 高嶌 英弘(京都産業 大学法務研究科教授)	特定商取引法改正において、以下の立法措置を求める。 ・原則として全ての取引行為を対象に、Do-Not-Call制度及びDo-Not-Knock制度を導入すべき(適用除外となる取引は限定すべき)。 ・上記に違反した勧誘により契約が締結された場合、消費者が当該契約を取り消すことができる規定を導入すべき。	取引・契約関係
98	7月15日		大阪弁護士会 会長 松葉 知幸	・特定商取引法の見直しにおいては、オプト・アウト方式を導入・拡充し、勧誘前に消費者が予め勧誘を拒否する意思を表明することを認め、消費者の意思表明を無視して事業者が勧誘を行うことを禁止する仕組みを導入することを強く求める。 ・特定商取引法改正にあたり、Do-Not-Call制度、Do-Not-Knock制度及びリスト洗浄方式を採用すべき。	取引・契約関係

100	7月16日	特定商取引に関する法律における訪問販売、電話勧誘販売の勧誘規制の強化(不招請勧誘の禁止または勧誘の事前拒否制度の導入)を求める意見書	近畿弁護士会連合会 理事長 元永 佐緒里	特定商取引法における訪問販売及び電話勧誘販売の勧誘規制の見直しに当たり、不招請勧誘の禁止及び勧誘の事前拒否制度の導入することを求める。また、規制に反する勧誘行為を効果的に抑制するため、罰則を設けるとともに必要な行政処分を行えるものとし、規制に反してなされた勧誘行為によって締結された契約は、消費者が無効又は解除を主張することができるものとすべき。	取引・契約関係
103	7月21日		第二東京弁護士会 会長 三宅 弘	特定商取引法を改正し、事前拒否者への電話勧誘販売を禁止する制度(いわゆる「Do-Not-Call制度」)及び事前拒否者への訪問販売を禁止する制度(いわゆる「Do-Not-Knock制度」)を設けるべきである。	取引・契約関係
105	7月23日		日本弁護士連合会 会長 村越 進	・特定商取引法に、「Do-Not-Call制度」「Do-Not-Knock制度」を直ちに導入することを求める。 ・事前拒否者への勧誘禁止制度については、現行特定商取引法の適用除外業種をそのまま容認すべきではなく、現行法第26条の見直し又は各特別法の見直しを行うべきである。	取引·契約関係
106	7月23日	訪问勧誘・電話勧誘の争削担省利及の得 1 太ポルス音目	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 世話人 国府 泰道(弁護士、大阪弁護士会所属) 長谷川 彰(弁護士、京都弁護士会所属) 他5名	特定商取引法改正について、望まない訪問勧誘・電話勧誘を消費者が予め 拒否できる制度(Do-Not-Knock制度及びDo-Not-Call制度)の導入を強く求 めます。	取引・契約関係
107	7月24日	不招請勧誘原則禁止を求める意見書	特定非営利活動法人消費者被 害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦 市郎	・原則として電話勧誘販売及び訪問販売を禁止する「不招請勧誘禁止」制度を設けるべき。 ・仮に不招請勧誘原則禁止制度を設けないとしても、少なくとも事前拒否者への勧誘を禁止する制度(Do-Not-Call制度、Do-Not-Knock制度)の導入を求める。	取引・契約関係
108	7月24日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁 止制度の導入を求める会長声明【参考送 付】	第一東京弁護士会会長 岡 正晶	特定商取引法専門調査会において、不招請勧誘規制のうち、事前拒否者へ の勧誘禁止制度について、導入する案を採用することを求める。	取引・契約関係
110	7月24日	事前拒否者に対する訪問や電話による取引の勧誘を禁止する制度の導入を求める 会長声明	富山県弁護士会会長 水谷 敏彦	訪問販売及び電話勧誘販売の取引類型について、事前拒否者に対する取引を禁止する制度である、Do-Not-Knock制度及びDo-Not-Call制度を導入することを強く求める。	取引・契約関係
111	7月27日		京都弁護士会 会長 白浜 徹朗	特定商取引法の改正において訪問販売・電話勧誘販売を拒否する意思表示 をした消費者への勧誘を禁止する制度の導入を求める。	取引・契約関係

112	7月27日	特定商取引法の見直しにあたり、不招請 勧誘の禁止または規制強化を求める意見 書		特定商取引法における訪問販売及び電話勧誘販売の勧誘規制の見直しに 関し、(1)不招請勧誘の禁止、(2)勧誘の事前拒否制度の導入の立法措置を講 ずることを求める。また、(1)(2)を導入するに当たっては、違反勧誘行為を効 果的に抑止するため、罰則や必要な行政処分を設け、規則に反した勧誘行 為により締結され契約を消費者が無効ないし解除を主張できる規定を設ける べき。	取引・契約関係
114	7月31日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘を禁 止する制度の導入を求める意見書	秋田弁護士会 会長 京野 垂日	特定商取引法に、電話勧誘販売及び訪問販売の取引類型について、事前拒否者への勧誘を禁止する制度(Do-Not-Call制度、Do-Not-Knock制度)を導入することを求める。	取引·契約関係
115	8月5日		愛知県弁護士会 会長 川上 明彦	電話勧誘販売及び訪問販売につき、予め、電話または訪問による勧誘を拒否する意思を表示している消費者に対する勧誘行為を禁止する、いわゆる「事前拒否者への勧誘禁止制度」を導入すること。	取引·契約関係
116	8月10日	「特定商取引法の見直し」に対する意見		不招請勧誘の禁止や「Do Not Call Registry」、再勧誘禁止の規制強化等の 新たな規制については、悪質な事業者から消費者を守る効果は乏しく、健全 な経済活動を委縮させる恐れがある上、消費者にとっても不利益となる恐れ があるため、強く反対。	取引∙契約関係
117	8月10日	特定商取引法の改正により、事前拒否者 に対する勧誘禁止の制度を導入することを 求める意見書	札幌弁護士会 会長 太田 賢二	特定商取引法の改正により、事前拒否者に対する勧誘禁止の制度(Do-Not- Call制度、Do-Not-Knock制度)の導入を求める。	取引·契約関係
119	8月12日	不適正取引に対する行政処分等の充実・ 強化	東京都生活文化局 局長 多羅尾 光睦	(1)特定商取引法における業務停止命令等の処分の対象を法人だけでなく、 代表者及び役員等個人に拡大することを検討すること。 (2)特定商取引法における「指定権利制」を廃止すること。 (3)行政処分の根拠となる証言を行った消費者を支援する仕組みを創設する こと。	取引·契約関係
123	8月13日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁 止制度の導入を求める意見書【参考送付】		特定商取引法の改正により、事前拒否者に対する勧誘禁止の制度(Do-Not-Call制度、Do-Not-Knock制度)の導入を求める。	取引·契約関係
125	8月17日	特定商取引法の見直しに関する意見	公益社団法人 日本通信販売協会	特定商取引法の見直しにあたり、罰則の強化、公示送達の導入など執行強化の仕組みづくりには賛成するが、善良な事業者が新たな法規制を遵守するためにかかるコストを商品価格に上乗せしなければならないような規制導入には反対。	取引・契約関係
126	8月17日	特定商取引に関する法律における訪問販売、電話勧誘販売の勧誘規制強化(不招請勧誘の禁止または勧誘の事前拒否制度の導入)を求める意見書	岐阜県弁護士会 会長 森 裕之	特定商取引法における訪問販売及び電話勧誘販売の勧誘規制について、オプト・イン制度の導入すること。導入しないとしても、少なくとも「事前のオプト・アウト制度」を導入すること。また、上記の制度の実効性を確保するために、違反には行政処分及び罰則を設けるとともに、規制に反する行為等を経て締結された契約については消費者が無効または解除を主張できる民事規程を導入すること。	取引・契約関係

127	8月17日		和歌山弁護士会 会長 木村 義人	特定商取引法における訪問販売及び電話勧誘販売の勧誘規制について、オプト・イン制度の導入すること。導入しないとしても、少なくとも「事前のオプト・アウト制度」を導入すること。また、上記の制度の実効性を確保するために、違反には行政処分及び罰則を設けるとともに、規制に反する行為等を経て締結された契約については消費者が無効または解除を主張できる民事規程を導入すること。	取引・契約関係
128	8月20日	事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求 める意見書	内閣総理大臣認定 適格消費者 団体 認定特定非営利活動法人消費 者支援ネット北海道 理事長 向田 直範	特定商取引法を改正するにあたり、あらかじめ訪問勧誘や電話勧誘を受けた くない旨の意思を表示した消費者に対して事業者がそれらの勧誘を行うこと を禁止する制度(事前拒否者への勧誘禁止制度)を導入することを強く求め る。	取引・契約関係
129	8月20日	特定商取引法の改正に関する意見書	埼玉弁護士会 会長 石河 秀夫	連鎖販売取引に関して、特定商取引法等を改正し、以下の法規制強化を求める。 ・開示義務の範囲拡大 ・特定利益の制限 ・勧誘目的隠匿誘引行為の禁止 ・借入金・クレジットを利用する連鎖販売取引の勧誘の禁止 ・後出しマルチに対する規制の明確化 ・金融商品取引、商品預託取引に関する連鎖販売取引規制の明確化	取引・契約関係
131	8月24日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁 止制度の導入を求める意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 平澤 慎一 事務局長 弁護士 島 幸明	特定商取引法を改正し、事前拒否者への電話勧誘販売を禁止する制度(いわゆるDo-Not-Call制度)、及び、事前拒否者への訪問販売を禁止する制度(いわゆるDo-Not-Knock制度)を設けるべきである。	取引•契約関係
132	8月24日	事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求 める意見書	関東弁護士会連合会 理事会 藤田 善六	電話勧誘販売を受けたくないものが事前に自己の電話番号登録を行い、登録者への電話勧誘販売を禁止する制度(Do-Not-Call制度)、訪問販売を受けたくないものが、いわゆる「訪問販売お断りステッカー」等を掲示した場合には、当該掲示者に対する訪問販売を禁止する制度(ステッカー方式によるDo-Not-Knock制度)を直ちに導入することを求める。	取引・契約関係
133	8月24日	特定商取引法について	有限会社エリアデータ52 宮田 俊雄	新聞業界における特定商取引法に対する打開策の仕組みは、ASA高槻・宮田新聞舗におけるテレマ実践の経験こそが可能にしたものである。日常会話・御用聞きの実績をベースに築き上げた人間関係・信頼関係をもってすれば特定商取引法は一切関係ない。	取引・契約関係
134	8月24日	事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求 める意見書	特定非営利活動法人消費者市 民ネットとうほく 理事長 吉岡 和弘	事前拒否者に対する電話勧誘を禁止する制度(Do-Not-Call制度)、訪問販売お断りステッカー」の掲示等、訪問販売の事前拒否に明確な法的根拠を与え、これを無視して勧誘することを禁止する制度(Do-Not-Knock制度)を導入すること。	取引・契約関係
136	8月26日	事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求 める意見書	群馬弁護士会 会長 橋爪 健	電話勧誘販売を受けたくないものが事前に自己の電話番号登録を行い、登録者への電話勧誘販売を禁止する制度(Do-Not-Call制度)、訪問販売を受けたくないものが、いわゆる「訪問販売お断りステッカー」等を掲示した場合には、当該掲示者に対する訪問販売を禁止する制度(ステッカー方式によるDo-Not-Knock制度)を速やかに設けるべきである。	取引・契約関係

137	8月31日		仙台弁護士会 会長 岩渕 健彦	特定商取引法における訪問販売及び電話勧誘販売の勧誘規制について、オプト・アウト制度を導入すること。具体的にはステッカー方式(もしくはステッカー方式とレジストリー方式の併用)によるDo-Not-Knock制度と、Do-Not-Call制度を導入すべきである。また、上記の規制に反してなされた勧誘行為等を経て締結された契約については消費者が無効または解除を主張できるものとすべきである。	取引∙契約関係
142	9月4日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘を禁 止する制度の導入を求める意見書【参考 送付】	栃木県弁護士会 会長 若狭 昌稔	特定商取引法にレジストリ方式によるDo-Not-Call制度、ステッカー方式によるDo-Not-Knock制度をを導入することを求める。	取引•契約関係
166	9月10日		東京弁護士会 会長 伊藤 茂昭	特定商取引法を改正し、事前拒否者への電話勧誘販売を禁止する制度(いわゆる「Do-Not-Call制度」)及び事前拒否者への訪問販売を禁止する制度(いわゆる「Do-Not-Knock制度」)を導入することを求める。	取引・契約関係
7062	9月25日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘を禁 止する制度の導入を求める意見書禁止	十条乐并護士会 今長 山木 空气	特定商取引法改正にあたり、 ・事前拒否者への訪問販売を禁止する制度(ステッカー方式による「Do-Not-Knock制度」)の採用を求める。 ・電話勧誘販売を望まない者が事前に電話番号を登録できる制度を創設し、登録されている電話番号には勧誘を行ってはならないとする「登録者への電話勧誘お断り登録制度(Do-Not-Call制度)の採用を求める。登録の有無の確認は、チェック方式(リスト洗浄方式)を採用すべき。	取引·契約関係

<取引·契約関係(消契法·特商法以外):1件>

120	8月12日	クリ かかんカート 担金化 対害(1) 排作	東京都生活文化局 局長 多羅尾 光睦	(1)クレジットカードショッピング枠の現金化は、消費者にとって一時的に現金が手に入っても、結局は借金を増やすことになり、多重債務を深刻化させる要因となっている。そのため、クレジットカード現金化の規制に必要な法令の運用・整備を図ること。 (2)クレジットカード会社は、規約において換金を目的とするカードの利用を禁止する一方、現金化事業者を加盟店としている現状等がある。そのため、現金化事業者をクレジットカード加盟店から排除する実効的な方法を検討すること。	取引·契約関係
-----	-------	------------------------	-----------------------	---	---------

<集団的消費者被害救済制度∶2件>

88	7月6日	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令(案)、内閣府令(案)、ガイドライン(案)等に対する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	消費者裁判手続特例法に関してパブリックコメントに付されているガイドライン等(案)に対する当連合会の意見は、当連合会2015年5月7日付「『特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会』報告書に対する意見書」のとおりである。検討会報告書意見書において触れていなかった点及び検討会報告書から変更されたと思われる点などについて補充して意見を述べる。	集団的消費者被 害救済制度
121	8月12日		東京都生活文化局 局長 多羅尾 光睦	(1)集団的消費者被害回復訴訟制度の一層の周知に努めること。 (2)特定適格消費者団体が業務を適正に遂行するために必要な措置を講じること。	集団的消費者被 害救済制度

<公益通報者保護制度:3件>

90	7月9日	決議文	市民のための公益通報者保護 法の抜本的改正を求める全国連 絡会 結成記念集会 参加者一 同	消費者庁、国会に対し、公益通報者保護法の適用範囲を拡大し、市民にとってわかりやすく利用しやすい制度とすること等を中心とした抜本的な法改正を求める。	公益通報者保護 制度
124	8月14日	公益通報者保護制度に関する意見書	理事長 藤田 善六	1 公益通報を理由とする不利益扱いを行った事業者等に対する罰則等を導入するべきである。 2 公益通報者の証拠の持ち出し等に対する民事責任及び刑事責任の免除等、公益通報者を保護する制度を導入するべきである。 3 公益通報を自ら受け付けて、事業者に対して行政処分を行ったり、行政庁に対して行政処分を勧告したりする等、受け皿となる行政組織を作るべきである。 4 「その他外部への通報」のための要件を見直し、行政機関への通報と同程度の要件とすべきである。	公益通報者保護 制度
7061	9月25日	公益通報者保護法日弁連改正試案	日本弁護士連合会 会長 村越 進	公益通報者保護法日弁連改正試案を取りまとめたので、同試案の趣旨の実 現を要望する。	公益通報者保護 制度

<料金・物価関係:2件>

93	7月9日	電力小売自由化にあたり電源構成の表示 義務化を求めます		一般家庭への電力供給自由化において、消費者が電力会社やサービスメニューなどを選択できるようにするために、適切な情報公開を行うこと。特に電源構成について、表示のルールを定め、情報公開を義務付けることを求める。	料金·物価関係
104	7月23日	小売電気事業の登録の申請等に関する省 令案に対する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	小売電気事業の登録の申請等に関する省令案について、以下のとおり意見を述べる。 ・「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」第4条、第8条を削除すべき。 ・小売電気事業者に対し、交付金の交付を受けている再生可能エネルギー電源について、「交付金の交付を受けている」旨の説明を義務づけるべき。 ・全ての小売電気事業者に対し、発電源の種類及び割合を説明・表示することを義務づけるべき。	料金•物価関係

<地方消費者行政関係:2件>

118		適正表示対策の拡充について (平成28年度 国の施策並びに予算に関 する提案・要望)	全国知事会	1 景品表示法の改正により、事業者に対する報告の聴取及び立入検討等の権限について、「都道府県知事が必要があると認めるとき」にも行使できるよう権限を拡充すること。優良誤認を招く食材の不適切表示等について、具体的事例を増やす等、「ガイドライン」を充実すること。 2 消費生活相談体制の充実に係る人員確保を含めた事務や事業に要する経費については、地方消費者行政推進交付金における使途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃等制度の改善を図ること。	地方消費者行政
-----	--	--	-------	--	---------

122	8月12日	消費者の財産被害防止のための処分権 限等の強化	果求的生活文化向 民民 多宽良 业味	消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令も行うことができるよう、希望する地方自治体に権限を付与することについて早急に検討し、速やかに実施すること。	地方消費者行政
-----	-------	----------------------------	-------------------------	--	---------

<食品表示関係:4件>

97	7月14日		非営利特定活動法人食品安全 グローバルネットワーク 会長 伊藤 誉志男	・厚労省に対し、部分水素添加油脂を食品添加物に指定するとともに使用基準を設けることを要望 ・消費者庁に対し、部分水素添加油脂由来のトランス脂肪酸表示の義務化と分析方法の告知を要望 ・消費者委員会および食品安全委員会に脂質栄養学の専門家を委員に委嘱することを要望	食品表示関係
139			食品表示を考える市民ネットワーク代表 神山 美智子	以下の課題を検討するために、食品表示基準の検討機関を設置して速やかに検討を開始するとともに、各課題のスケジュールを具体的に示すことを求める。 ・製造所固有記号の在り方 ・栄養義務表示の見直し ・加工食品の原料原産地表示の在り方 ・仲食・外食へのアレルギー表示の在り方 ・食品添加物の表示の在り方の見直し	食品表示関係
140	9月2日	食品表示法改正の要望	食品表示を考える市民ネット ワーク 食の安全・監視市民委員会 代表 神山 美智子	機能性表示食品制度に関して次の通り食品表示法の改正を求める。 ・機能性表示食品の表示違反が差止請求の範囲から外れているので加える (第11条) ・申出については販売されている食品が対象となっているが機能性表示食品 では販売前に公表される届出資料に対しても申出できるようにするべき(第12 条) ・指示、措置命令、回収命令等の適用範囲に機能性表示食品が含まれること を明示すべき(第6条)	食品表示関係
146		欠陥制度である機能性表示食品制度の運用停止・廃止を求めます ~早急にトクホ・栄養機能食品制度など総合的・一元的見直し検討に着手して下さい~	食品表示を考える市民ネット ワーク	安全を確認できない成分の機能性表示を認め、監視機能が不十分な、事業 者優先の機能性表示制度を廃止するとともに、トクホや栄養機能食品を含め た健康食品全般の一元化検討を行うことを提案する。	食品表示関係

<消費者安全関係:2件>

92	7月9日	製品事故被害の公正・迅速な救済と製品安全の向上に関する要望	代表理事(共同代表)岩岡 宏保	・被告の公正・近述な校府の美境には1、事美工の推定の活用」を数刊国際	消費者安全関係
113	7月30日			サリドマイド等は厳格な管理手順の実施が義務付けられているところ、管理 手順の負担のため治療開始が遅れている等の指摘を受け、厚生労働省にお いて手順の緩和のための意見募集(6月26日~7月27日)が行われた。 左記発信者から、手順の緩和により安全管理上の危険が高まることが懸念さ れることを理由として反対の意見書を提出したとのことで、消費者委員会委員 長に参考として同意見書の送付があった。	消費者安全関係

<その他:2件>

130	8月20日	「特定複合観光施設区域の整備の推進に 関する法律案」(いわゆるカジノ法案)の廃 案を求める会長声明	第二東京弁護士会 会長 三宅 弘	現行法上、賭博罪として違法とされているカジノを合法化し、民間賭博を解禁 しようとするものであるところ、今国会に提出されたカジノ法案を廃案にするように求める。	その他
144	9月7日	仇 天息兄者【 参方达刊】		今般の消費者庁取引対策課長の異動は、異例の人事異動といえるものであ り、消費者庁に対し断固抗議する。	その他